

一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟  
(〇〇〇〇協同組合) 分会規約 (例)

平成 年 月 日 制 定

(目 的)

第1条 この分会は、会員相互の研修、親睦の事業を行い、連盟と連携して会員の福利厚生を増進をはかり、〇〇〇〇協同組合の発展に寄与することを目的とする。

(名称及び事業所)

第2条 この分会名称は、岩手県農林漁業団体役職員連盟〇〇〇〇分会と称し、事業所を〇〇〇〇協同組合本所(店)内に置く。

(事 業)

第3条 この分会は、第1条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 岩手県農林漁業団体役職員連盟の各種事務と事業参加
- 2 会員の資質向上のため研修及び講習会等の開催
- 3 会員及び家族の慶弔見舞い事業
- 4 会員相互の親睦のための事業
- 5 退職した会員との交流に関する事業
- 6 組合事業に係る各種行事等への積極的参加
- 7 その他目的達成に必要な事業

(会 員)

第4条 この分会の会員は、〇〇〇〇協同組合の常勤役員及び職員(臨時職員を含む)とする。

(分会支部)

第5条 この分会の運営上、分会支部(以下「支部」という。)を置くものとし、支部は、分会本部の決定に基づき、分会の事業及び事務の一部を分担する。

- ② 支部は、協同組合の本支所単位とする。
- ③ 支部規約は、本部規約に準拠し支部毎に定める。

(分会の収入)

第6条 この分会の収入は、会員会費及び協同組合からの助成金、特別助成金、

寄付金、その他の収入とする。

② 会員徴収のための必要な規則は、別に定める。

(会計年度)

第7条 この分会の会計年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

(機関)

第8条 この分会に、次の機関を置く。

1 総会

2 役員会

② 総会は、この分会の最高決議機関で、毎年1回〇月ないし〇月に開催する。ただし、役員会において必要と認めたときは、臨時総会を召集することができる。

③ 役員会は、総会につぐ決議機関であり、随時開催することとし、分会事業の運営にあたるものとする。

(総会の附議事項)

第9条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

1 規約の変更

2 役員を選任

3 事業報告並びに決算の承認

4 事業計画並びに予算の承認

5 会費の額(率)、長州時期、徴収方法

6 この分会の解散

7 その他、分会の運営上役員会が必要と認める事項

(会議決議の成立)

第10条 総会及び役員会の召集は分会長が行う。総会の成立は会員の2分の1以上の出席とし、書面又は代理人をもって、議決権を行使する会員は出席とみなす。

② 代理人は代理権を表す書面を提出するとともに、〇人以上の会員を代理することが出来ない。

(役員)

第11条 この分会につきの役員を置く。

- 1 分会長 1名
- 2 副分会長 2名
- 3 理事 ○名
- 4 監事 ○名

② 役員は、各支部より○名推薦された候補者○名を総会において選任し、前項の役員は、役員会において互選する。

(幹事会)

第12条 この分会の事業を実施するために、事業毎に幹事会を設置して、活動することができる。

② 幹事会の設置は、事業活動を行う必要の都度、役員会において定める。

③ 幹事会には、幹事の互選により、幹事長1名、副幹事長若干名を置く。

(事務局)

第13条 この分会に次の事務局を置く。

- 1 事務局長 1名
- 2 事務局次長 1名
- 3 事務局員 若干名

② 事務局長、事務局次長は、分会長が任命する。

③ 事務局員は、分会長が委嘱する。

(職務)

第14条 分会長は、分会を代表し、役員会の決定に従い会務を統括する。

② 副分会長は、分会長を補佐し、分会長不在又は事故のときは、その任を代行する。

③ 理事は、役員会を構成して重要事項の審議にあたる。

④ 監事は、本分会会計の監査をする。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

(支部活動の促進)

第16条 この分会の支部活動を促進するために支部活動費を助成する。

② 支部活動費の助成額は、毎事業年度の総会において定める。

(例外)

第 17 条 この規約に定めない事項で分会の運営上必要な事項は、役員会において決定する。

附 則

- ① この規約は、平成 年 月 日から施行する。
- ② 初事業年度は、平成年 月 日から平成 年 月 日までとする。